

第84号議案

春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和6年12月18日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

一般職の職員の給与の改定に併せて、常勤の特別職の職員の期末手当について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年条例第26号)
の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」
を「100分の175」に改める。

第2条 春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改
正する。

第6条第1項ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を
「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日か
ら施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例
(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内扱)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の春日
市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末
手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。